租税特別措置法　第41条の５の２用　（譲渡資産に係る住宅借入金等残高証明書）

譲渡資産に係る住宅借入金等の残高証明の依頼書兼証明書

租税特別措置法第 41 条の５の２第１項に規定する特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例の適用を受けるために、私の譲渡資産の譲渡契約締結日の前日（　　年　　月　　日）における譲渡資産に係る住宅借入金等の金額等の証明が必要ですので、下記により証明してください。

年　　月　　日

（住　所）

（氏　名）

住宅借入金等を有する者	住　　所	
	氏　　名	
住宅借入金等の区分		租税特別措置法施行令第 26 条の７の２第 10 項(注)第　　号該当
住宅借入金等の金額	残　　高	円
	当初金額	年　　月　　日 円
償還期間又は賦払期間		年　　月から 年　　月まで　の　　年　　月間
（摘要）		

（注）　譲渡資産の譲渡契約締結日の前日が令和５年３月 31 日以前である場合は租税特別措置法施行令第 26 条の７の２第９項となります。

年　　月　　日における租税特別措置法第41条の５の２第７項第４号に規定する住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

年　　月　　日

（住宅借入金等に係る債権者等）

所　在　地

名　　称

（事業免許番号等　　）